

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第11号

平成23年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月19日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 巖 和 雄

1. 期 日 平成23年12月26日（月）午後2時30分開議
2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成23年12月26日

○現在議員12名で次のとおり

1番	小須田	稔
2番	富塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	鯨井	眞佐子
7番	加藤	弘
8番	湯淺	祐徳
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

平成23年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成23年12月26日（月曜日）午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号及び議案第2号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号及び議案第2号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 一般質問
9. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	小須田	稔
2番	富塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
6番	鯨井	眞佐子
7番	加藤	弘
8番	湯淺	祐徳
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

○欠席議員（1名）

5番	立崎	金治
----	----	----

---

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	蔵	和雄
副管理者	北村	新司
副管理者	小坂	泰久
会計管理者	小石	渡孝三
消防長	鈴木	昭三
次長兼総務課長	今井	定男
企画課長	山本	稔久
予防課長	斉藤	知久
査察調査課長	高橋	秀樹
警防課長	清宮	光雄
通信指令課長	豊田	光弘
佐倉消防署長	篠田	啓一
志津消防署長	滝口	喜代松
八街消防署長	今井	秀夫
酒々井消防署長	岩瀬	孝行

---

○議会事務局出席職員氏名

書記	大島	立美
書記	安藤	純一

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時29分)

○議長（中村孝治君） ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数以上に達しております。よって、平成23年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（中村孝治君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について報告があり、また監査委員より定期監査結果報告書の提出及び例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号9番、福田守議員、議席番号10番、川島・彦議員の兩名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明

○議長（中村孝治君） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 蕨 和雄君登壇)

○管理者(蕨 和雄君) 本日ここに平成23年12月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらずご出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがなく、平成23年11月30日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,262万1,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は分担金及び負担金で、長期債償還分担金を減額し、繰入金を増額するものでございます。

歳出の補正は、消防費のうち常備消防費で、需用費及び備品購入費を増額するものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、廃棄物処理業務委託、消防庁舎清掃業務委託、寝具等賃貸借事業及び自家用電気工作物保安管理業務委託につきまして設定を行うものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長(中村孝治君) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

○次長(今井定男君) 消防本部次長の今井定男でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成23年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、当消防組合職員の本年12月以降及び平成24年度に係る職員給与について、千葉県に準じた所要の改正を行うため、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないために専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、給料表を民間給与との較差に見合うよう、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて、初任給を中心とした若年層を除き給料表の2級から8級までを平均で

0.26%の引き下げを行いました。また、給料表の減額改正を行ったことに伴い、現給保障額職員の給料月額について、0.4%を減じた額が12月以降にその職員が受ける給料月額とするよう改正をいたしたものでございます。さらに、改正附則第2項の特例措置に係る減額調整につきましては、4月から11月までの期間の減額調整分を本年12月期の期末手当の額において調整を行ったものでございます。

続きまして、議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算の細部につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをごらんください。第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,262万1,000円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。2の歳入でございますが、1款1項2目長期債償還分担金の補正前の額が3億385万2,000円で、107万3,000円を減額し、3億277万9,000円にいたそうとするものでございます。これは、平成22年度組合債借り入れ分利子の確定によるものでございます。

次に、7款1項1目財政調整基金繰入金の補正前の額8,099万3,000円で、322万4,000円を増額し、8,421万7,000円にいたそうとするものでございます。

続きまして、7ページに進んでいただきまして、3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費は補正前の額37億7,710万2,000円に322万4,000円を加えて、37億8,032万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、11節需用費は322万4,000円を増額し、消防本部庁舎の空調設備の修繕料並びに平成24年度採用予定者4人分及び新救助隊員用の被服費でございます。18節備品購入費は、平成24年度採用予定者4人分の防火衣購入費でございます。

次に、4款1項2目利子の補正前の額が5,005万円で、107万3,000円を減額し、4,897万7,000円にいたそうとするものでございます。これは、平成22年度組合債借り入れ分の利子の確定によるものでございます。

引き続きまして、2ページにお戻りください。2ページの下段にあります2表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の補正でございますが、廃棄物処理業務委託が平成23年度から平成24年度で140万円、消防庁舎清掃業務委託が平成23年度から平成24年度で262万8,000円、寝具等賃貸借事業が平成23年度から平成26年度で1,013万9,000円、自家用電気工作物保安管理業務委託が平成23年度から平成24年度で114万7,000円でございます。これらの事業は、いずれも平成24年4月1日からの事業を開始するものでございますが、今年度の支出はございません。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(中村孝治君) これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(中村孝治君) 議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本議会に付議されました案件は終了いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長(中村孝治君) 日程第4、一般質問を行います。



議席番号7番、加藤弘議員の質問を許します。

加藤弘議員。

(7番 加藤 弘君登壇)

○7番(加藤 弘君) 質問事項の1として、消防力の強化についてお伺いいたします。

八街市には、現在1消防署1出張所が設置、配置されております。また、市内における分団数は25分団であり、分団員定数595名のところ現存団員数は476名となっており、80%の充足率となっております。平成22年6月市議会において、分団員確保のため年齢撤廃を行ってきており、現存分団員の年齢構成も高く、最高年齢者は70歳を過ぎる方もいる状況となっております。分団員の多くは、職場を佐倉市、成田市、千葉市、東京などと遠くになってきており、火災等の緊急時に即出動の体制も困難な状況でございます。先般、八街市東吉田区で発生した住宅火災には、地元分団の分団長が一人で消防車を運転し、出動するような事態も発生しております。また、救急車の出動依頼をされた方からは、八街ではなく佐倉から来たのだからよというような声もたびたび伺っております。

北部地域は、近年住宅や商業施設も急増してきており、数年先には酒々井インターチェンジの開設も予定されており、またその周辺には大型ショッピングセンターの計画もあり、緊急出動需要も今以上に急増することも予測されます。12月11日の新聞報道によりますと、30年以内の地震発生率が、政府発表として報道されている中には、茨城県沖地震、マグニチュード7.2で90%、東京湾内での発生が予測される南関東地震、マグニチュード7.0で70%と予測発表されております。東日本大震災を顧みても、組織消防の適正確保と必要性が歴然としてきております。消防力の整備の指針によりますと、八街市の状況から3つの署所が必要とされていると思います。そこで、質問要旨の1は、八街北部地域に出張所新設検討についてお伺いいたします。

質問の第2は、火災予防についてお伺いいたします。住宅用火災警報器の設置義務化が新築に関しては平成18年6月1日から、既存住宅を含めた住宅すべてが平成20年6月1日から義務化、施行されております。火災時、人の命を守る上から大変重要な機器であると考え、私も20人、30人等の集会等で、市内の発生時における状況等を話ししながら、それぞれの自宅における住宅用火災警報器の設置状況を聞いてまいりましたが、実際に設置をされている方が余りにも少人数であるのに驚き、市議会等の一般質問等において質疑し、総務省のホームページを検索し見たところ、大変高い数字が表示されておりますが、設置状況の実態が大変心配となるところであります。そこで、質問要旨の第1は、住宅用火災警報器の設置状況と普及促進についてお伺いいたします。

質問の第3は、組合消防設立40周年が来年度に当たると思い、お伺いいたします。平成24年度は、組合消防設立40周年を迎えるかと思ひ、組合消防においても毎年予防運動やいろいろなイベントを実施されているかと思ひますが、近年は想像外、想定外の災害が数多く発生しており、市民の皆さんは自分たちがどのように対応し、どのような対策を講じてよいか見当もつかないという話もたびたびお伺いいたします。昔とは違い、単身者や核家族の家庭が多く存在する都市化現象社会となってきてお

り、それだけに高齢者の方々から過去のいろいろな知恵や情報等を得る機会なども少なくなり、新聞、テレビ、インターネット等による不安定な情報となり、行政機関からの信用のある情報発信を頼りにしているのではないかと思います。そこで、質問要旨の第1は、組合消防設立40周年を迎えるに当たり、2市1町の市民、町民に強化月間を設け、防災、防火等の情報発信をすべきと考えるが、いかがかお伺いいたします。

○議長（中村孝治君） 消防長。

○消防長（鈴木昭三君） 消防長の鈴木昭三でございます。ただいまの加藤弘議員の一般質問にお答えいたします。

まず、第1番目の八街北部地域に出張所新設検討についてということですが、八街消防署は他の消防署に比較し、救急需要等が突出して高い消防署であること、さらには八街市北部地域の救急出動状況については八街市の全体の15.5%を占めています。このような状況から、当消防組合におきましては平成8年度、平成14年度、平成20年度と、八街市に対し用地の確保及び庁舎の建設について要望した経緯があります。しかし、人口については減少傾向であり、今後人口の推移によっては現状で足りる場合もございますので、現在八街消防署庁舎の増築等を行っていることから、当面は現在の八街消防署機能の充実をさらに図り、災害等に対応していく予定であります。

次に、2点目の住宅用火災警報器の設置状況と普及促進についてお答えいたします。現在の住宅用火災警報器の普及率は、全国において71.1%、千葉県では67.7%であり、当消防組合においては67.8%で、県内では11番目となっております。この普及率につきましては、アンケート調査を実施し、任意に情報を収集したものでありまして、実際の普及率と誤差が生じていることもあると考えられております。現在の普及促進活動でございますが、イベント等の会場においてアンケート調査を実施し、千葉県から派遣されております普及員による住宅用火災警報器普及啓発活動を実施しているのが現状でございます。

次に、3点目の組合消防設立40周年を迎えるに当たり、2市1町の市民、町民に強化月間を設け、防災、防火等の発信を検討すべきとのご意見でございますけれども、当消防組合においては、春、秋の全国火災予防運動や救急の日等に合わせた各種イベントを開催し、住民に対し、防火、防災等の普及活動を実施しております。今後構成市町とも協議し、効果のある事業の実施について検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（中村孝治君） 以上をもちまして、平成23年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会といたします。

（午後 2時54分）